

第三者による調査について（報告）

本市幹部職員による告発に係る「第三者による調査」について、現在の状況等について御報告します。

1 これまでの主な経過

- 1月15日 前総務局人事部長が市長による問題ある言動について記者会見
- 1月28日 横浜市会が全会一致で「真相究明を求める決議」
- 1月29日 市コンプライアンス委員会開催。「第三者による調査」の実施を決定
- 2月4日 神奈川県弁護士会に調査委員の推薦を依頼
- 2月25日 神奈川県弁護士会からの回答書を受領
- 3月12日 常任委員会において報告
- 3月16日 調査委員3名が就任。調査開始
- 3月17～19日 補助員3名が就任
- 3月19日 総括コンプライアンス責任者から職員向けに通知を发出
- 3月31日 調査委員から調査計画書を收受。調査委員の要請を受け、市として調査期間を7月末までに変更
- 4月16日 市コンプライアンス委員会開催、総括コンプライアンス責任者から職員向けに通知を发出
調査委員による幹部職員等※へのアンケートの実施及び情報提供窓口の設置
※幹部職員（局区長理事級・部長級）及び調査委員指定の関係者
- 4月27日 常任委員会において報告

2 調査内容と調査手法の概要

(1) 調査内容

- 日本弁護士連合会の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」に基づき、以下の事項を実施
- ア 1月15日に前総務局人事部長が記者会見の際に配布した文書中に記載されている事実関係の調査、認定、評価
 - イ 「ア」に関連する事項において、その他必要と認める事項

(2) 調査手法

- ア 幹部職員等を対象としたアンケート（回答期間：4月16日～5月13日）
 - ・前人事部長が告発した問題のある主な言動について、事実関係を明らかにするためのアンケート実施
 - ※ 部長級以上退職者を対象としたアンケートを追加実施（市を介在せず、退職者から調査委員にアンケートを提出）
- イ 情報提供窓口の設置（設置期間：4月16日～4月30日）
 - ・事実関係を明らかにするために、「ア」以外の市職員からの情報提供を受ける機会としての情報提供窓口設置
 - ※ 課長級の退職者への情報提供窓口を追加設置（5月14日～5月25日）

3 今後の予定

- ・ ～6月 調査委員が必要と判断した幹部職員等に対してヒアリング
- ・ ～7月 報告書作成